

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であつて、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたものについては、なお従前の例による。